ＳＫ健康保険組合　理事長　殿

任意継続保険料納付方法変更届

被保険者欄	記号	番号	氏名	（カナ）	生年月日	５．昭和　７．平成 年　月　日
	100					
	連絡先現住所	〒　－	日中連絡先TEL			

該当数字に〇をして下さい。

保険料納付方法	１．毎月納付	２．半年前納	３．１年前納
詳細説明	前納から変更されたい場合 （口座振替依頼書が必須） 届出期限： 前納終了期間の前月末まで 納付目的月の前月27日に口座振替となります。 （土日祝日の場合は翌営業日）	毎月納付もしくは１年前納から変更されたい場合 上期 4～9月分‥届出期限:2月末まで 下期 10～3月分･･･届出期限:8月末まで	毎月納付もしくは半年前納から変更されたい場合 4～3月分･･･届出期限:2月末まで
納付期限	毎月10日 （土日祝日の場合は翌営業日） 口座振替開始前や振替不能となった際など、納付書でお納めいただく場合はご注意ください。 ※納付期限を過ぎると資格喪失となります。	前納対象期間の前月末日までにお納めください。 （土日祝日の場合は前営業日） 上期分　3月31日まで 下期分　9月30日まで	前納対象期間の前月末日までにお納めください。 （土日祝日の場合は前営業日） 3月31日まで

※ 届出期限を過ぎますと次の届出期限まで変更ができませんのでご注意ください。（末日必着）

※ 口座振替（毎月納付）に変更の場合、口座振替が開始されるまでの納付書をお送りしますので、振込により納付をお願い致します。

※ 前納保険料を納付期日までに納付されなかった場合は、対象期間の前納を行うことはできません。改めて毎月の納付書をお送りしますので、納付期限までに必ず納付してください。

※ 前納対象期間内に資格喪失となる方は、資格喪失日の属する月の前月までの期間について前納することが可能です。

※ 納付にかかる手数料はご本人負担となります。

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－以下は記入しないでください－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

変更開始月　令和　年　月分　　変更前　口振・半年・１年

納付書　令和　年　月分～令和　年　月分　　口座振替停止　令和　年　月分　／　登録

（半年・１年）

納付書　令和　年　月分　　口座振替開始　令和　年　月分　／　登録